

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	知立市職員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
学校給食	11人	45歳	269,118円	309,315円	調理士	41歳	281,400円	1.1
用務員	7人	45歳	273,871円	310,544円	用務員	54歳	227,200円	1.4
その他	21人	50歳	304,162円	361,256円	—	—	—	—
計	39人	47歳	288,841円	337,504円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」は、平成19年4月1日現在における職員の基本給である。

※ 「平均給与月額」は、給料月額と各種手当(扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等)を合計したものである。

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のもので、数値はいずれの職種も平成16年～18年の3力年平均です。

※ 知立市職員と民間の比較にあたり、年度、年齢、業務内容、雇用形態等が一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

(人)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
学校給食	0	0	0	0	0	1	4	4	1	0	1	0	11
用務員	0	0	0	0	1	0	1	3	1	0	1	0	7
その他	0	0	0	0	0	1	2	5	6	4	2	1	21
計	0	0	0	0	1	2	7	12	8	4	4	1	39

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の種類	支給範囲	支給額
不快手当	死体火葬の作業	日額 500円
	廃棄物作業で特に困難、危険な作業	日額 300円
自動車運転手当	バス又は特殊車両の運転業務	日額 300円
道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路の維持補修の作業	日額 200円

ウ 昇給・昇格基準

一年度の勤務成績に応じて4号給(57歳を超える場合は2号級)を標準として昇給し、また勤務年数に応じて昇格する。

2 基本的な考え方

事務事業を見直し、退職者不補充を原則に業務の縮小に努める。

事業によってはアウトソーシングによる全面廃止も視野に入れ、職員の削減に努める。

国、県、各市の動向を注視し、適宜改正等を実施していく。

3 具体的な取組内容

(1) 退職者不補充により職員を削減していく。(平成14年度より実施しており、現在新規の採用は行っていない。)

(2) 職員退職後は、臨時職員の雇用、民間委託等で補充していく。(現在も既に行っている。)

(3) 勧奨退職を推奨し、技能労務職の早期の定員削減を図る。

(4) 特殊勤務手当は、平成15年度に月額払いから実績払いへ改正したが、今後も適正な支給を検討していく。

(5) 一般職で実施している人事考課制度を技能労務職にも導入し、昇給制度を検討していく。